

【別紙】開示請求経過一覧表

事件 番号	請求 の日	公文書開示請求	決定通知	異議申立理由	決定理由
68 号	平成 27年 1月 7日	1. 市の設立した独立行政法人（以下法人）の情報公開等を本庁2F の情報公開室では実施できないと定めた文書 2. 別添「あなたの声」の如く医師の説明等の情報公開を本庁2Fの 情報公開室で市民が希望しても法人の桑名西医療センターで受 けなければならないと定めた文書 (2015/1/7)	平成27年1月2 1日付地独桑西第 41号にて公文書 不存在非開示決定 (2015/1/21)	1 ①法人は情報公開条例に該当 ②市民の開示場所の求めに応 じられない場合は定めが必要 ③公開室で公開できないこと を定めた文書が存在すると 考えられる。 2. 市民が公開室を希望しても病 院で受けなければならないと する文書が存在すると考えら れる。 (2015/1/26)	開示請求された内 容に該当する公文 書が存在しないた め
69 号	平成 27年 1月 13日	① 平成26年12月1日に桑名西医療センターで請求者に注射を した看護師の氏名（フルネーム）を明記した文書。 ② ①の看護師が請求人に注射した際、看護師2名が「動脈と静脈を まちがえた」との話をした。その会話を明記した文書。 ③ ①の注射に際し、大声で注射中止を求めたが看護師は強引に注射 を続けたこと、及びその時の看護師の氏名を明記した文書。 ④ 請求人が医師に強烈な痛みを抗議したところ、医師が「あんた血 管が細いと言ったやろ」と開き直っていたことを明記した文書。 ⑤ 看護師の資格取得年月日、職務経歴書等、資格を授与した監督官 庁を明記した文書。 (2015/1/13)	①⑤につき、平成 27年1月27日 付地独桑西第45 号にて公文書非開 示決定。 ②③④につき、公 文書不存在非開示 決定。 (2015/1/27)	①⑤につき、看護師法で看護師 名は知事への届出義務があり、 氏名を明記した文書の公開義務 がある。 ②③④は、いずれも医療行為、医 療過誤、診療方法の指導として、 診療録、看護記録に記載する必 要があり、公文書が存在すると 考えられる。 (2015/2/2)	①⑤ 条例第6条第2号 該当 ②③④開示請求さ れた内容に該当す る公文書が存在し ないため

事件 番号	請求 の日	公文書開示請求	決定通知	異議申立理由	決定理由
70 号	平成 27年 1月 13日	<p>1. 平成26年12月1日に桑名西医療センターで発生した請求者に対する医療過誤について、本年1月5日に医療事故調査委員会等の設置を電話にて要請したことに関する全ての文書</p> <p>2. 1月5日(月)付、同病院長の回答書の記載に関連し、</p> <p>(1) 回答書に「右側頭部痛を主訴・・・医師が血液検査の必要性を繰り返し説明」とある。そのことを明記したすべての文書</p> <p>(2) 血液検査のための採血は患者の同意が得られなくても必要であることを明記した文書</p> <p>(3) 患者、市民の提出した覚書(案)等の記載内容が、市の認識と相違する場合取り交わし等ができないと定めたすべての文書</p> <p>(2015/1/13)</p>	<p>1につき、平成27年1月27日付地独桑西第46号にて公文書開示決定。</p> <p>2につき、公文書不存在非開示決定。</p> <p>(2015/1/27)</p>	<p>1につき、病院の規模から医療事故調査委員会等が設置され文書が存在すると考えられる。</p> <p>2につき、病院長の回答書の内容は診療録、看護記録等に記載されておらず、回答書の内容の根拠となる文書が存在すると考えられる。</p> <p>(2015/2/2)</p>	<p>1 電話対応報告書を開示</p> <p>2 開示請求された内容に該当する公文書が存在しないため</p>
71 号	平成 27年 1月 16日	<p>平成27年1月5日付、病院長の回答について</p> <p>1. 「看護師が動脈又は神経のある部位に医療過誤により穿刺した」ことを記載したすべての文書</p> <p>2. 「その後、駆血帯を巻くことも拒否」とある、このこと及び暴力的な医療行為を看護師が強行したことを記載したすべての文書</p> <p>3. 「医師が採血検査の必要性を繰り返し説明」とあるが、医師はそのような説明をしていないこと等を記載したすべての文書</p> <p>4. 採血は患者の同意を要しないと定めたすべての文書</p> <p>5. 事務局はセンターでの医師の説明に応じたことを明記した文書、医師の説明は病院でないとできないと定めたすべての文書</p> <p>6. 12月15日付「覚書(案)」は、認識が異なれば取り交わししないと定めたすべての文書</p> <p>7. 1月5日付病院長名の文書は公文書又はそれに準ずる文書であり、虚偽内容を明記しても良いと定めたすべての文書</p> <p>(2015/1/16)</p>	<p>平成27年1月30日付地独桑西第47号にて公文書不存在非開示決定。</p> <p>(2015/1/30)</p>	<p>1につき、医療過誤であり看護師記録等の公文書が存在する。</p> <p>2につき、看護師記録等が存在。</p> <p>3につき、診療録、看護師記録等が存在。</p> <p>4につき、強引に採血できる旨明記した文書が存在。</p> <p>5につき、病院でないとできないならば、そのことを定めた文書が存在。</p> <p>6につき、取り交わししないと定めた文書が存在。</p> <p>7につき、事実とそぐわない内容文書を公文書として扱っても良いと定めた文書が存在。</p>	<p>開示請求された内容に該当する公文書が存在しないため</p>

事件 番号	請求 の日	公文書開示請求	決定通知	異議申立理由	決定理由
72 号	平成 27年 1月 16日	平成27年1月13日付あなたの声等の回答に関連して、 ① 担当看護師の苗字は記載されており (1) 看護師のフルネームを教える必要性がないと定めたすべての 文書 (2) フルネームを教えなくてもよいと定めた看護師等にかかわる 法令規則等にある条文等のすべての文書 ② 看護師が医療過誤の記録を要しないと定めたすべての文書 ③ 患者が中止を求めても記録も要しないと定めたすべての文書 ④ 医師が患者の抗議等の記録を要しないと定めたすべての文書 ⑤ 看護師の資格取得年月、職務経歴書が個人情報のため開示でき ないことを定めた法令等の条項を定めたすべての文書 (2015/1/16)	① (2) 及び⑤につ き、平成27年 1月30日付地独 桑西第47号にて 公文書開示決定。 ① (1)、②③④ につき、公文書不 存在非開示決定。 (2015/1/30)	①の(2)及び⑤に関する開示文 書(情報公開条例)は、フルネー ム、資格取得年月等開示した文 書でない。 ①の(1)②③④につき、看護師 法、医師法で夫々記録が定めら れており、フルネームを教える 必要がない、医療過誤や診療方 法の指導義務を記録する必要が ないならば、教える必要がない、 明記する必要がないことを定め た文書が存在すると考えられ る。 (2015/2/4)	①の(2)及び⑤開示 条例第6条第2号 を含む情報公開 条例開示 ①の(1)、②③④不 存在 開示請求された 内容に該当する 公文書が存在し ないため
73 号	平成 27年 1月 16日	別紙救急外来、急変時看護記録用紙はカルテの一部で又はカルテに 準ずる看護記録であり公文書に準ずる。 1. 伊藤昇蔵は「女」となっている。これに関するすべての文書 2. NS松本、熊田、竹岡がH26年12月1日12時45分に明記されている、 3名の看護師のフルネームに関するすべての文書、又公表できなけれ ばできないことを明記したすべての文書 (2015/1/16)	2の後段につき、 平成27年1月3 0日付地独桑西第 49号にて公文書 開示決定。 1につき公文書不 存在非開示決定。 2の前段につき公 文書非開示決定。 (2015/1/30)	1につき、看護記録は重要な文 書で、男女の性別誤りがあつて も良いと定めた文書が存在する と考えられる。 2 看護師法で氏名等の届出が 明記されており、公表できなけ ればそれを定めた文書が存在す ると考えられる。 (2015/2/6)	2後段 条例第6条第2号 を含む情報公開 条例開示 1 開示請求された 内容に該当する 公文書が存在し ないため 2前段 条例第6条第2号 該当非開示

事件 番号	請求 の日	公文書開示請求	決定通知	異議申立理由	決定理由
74 号	平成 27年 1月 19日	①医師の医療行為の説明義務について、当初は説明義務を果さなくてもよいと定めたすべての文書 ②説明義務履行のための日程について、患者の意向を確認せず2日間の日程選択で医師の説明義務を果してもよいと定めたすべての文書 (2015/1/19)	平成27年2月 2日付地独桑西 第50号にて公文書 不存在非開 示決定 (2015/2/2)	①につき、医師が説明責任を果 たさなくても良いと定めた文 書が存在すると考えられる。 ②につき、患者の意向を聞かず 日程選択できることを定めた 文書が存在すると考えられる。 (2015/2/6)	開示請求された内 容に該当する公文 書が存在しないた め
75 号	平成 27年 1月 19日	1. 平成27年1月5日付の病院長名公文書で病院側が提案したように、 請求者の意向なくして2日間の日程選択で医師の説明義務が果せら れと定めたすべての文書 2. 請求者は、本庁2Fの情報総合公開室での医師の説明を強く要請し、 桑名西医療センターでの説明は拒否しているにもかかわらず、医療 センターで、診療医師の説明ができると定めたすべての文書 (2015/1/19)	平成27年2月 2日付地独桑西 第51号にて公文書 不存在非開 示決定 (2015/2/2)	1につき、医師の説明義務は2 日間の日程選択で一方的にな されたものであり、それを定め た文書が存在すると考えられ る。 2につき、医師説明を医療セン ターで実施できると定めた文 書が存在すると考えられる。 (2015/2/6)	開示請求された内 容に該当する公文 書が存在しないた め
76 号	平成 27年 1月 19日	平成26年12月1日付救急外来急変時看護記録用紙にはNS松本、熊田、竹 岡の3名の看護師が明記されている。 ①上記看護師3名が伊藤昇蔵に対し携わっていた医療業務を明記した すべての文書 ②サーフロー留置針を左腕に穿刺等の医療行為等をした看護師の氏名 (フルネーム)にかかわるすべての文書 (2015/1/19)	②につき、平成 27年2月2日 付地独桑西第5 2号にて公文書 非開示決定。 ①につき、公文 書不存在非開示 決定。 (2015/2/2)	①につき、看護師法に基づき知 事への届出が義務付けとなっ ており、そうであれば氏名等 についての文書が存在すると考 えられる。 ②につき、同法に違反する行為 であれば、氏名を公開すべきで ある。 (2015/2/6)	②条例第6条第2号 該当非開示 ①開示請求された 内容に該当する 公文書が存在し ないため

事件 番号	請求 の日	公文書開示請求	決定通知	異議申立理由	決定理由
77 号	平成 27年 1月 22日	平成27年1月15日付病院長らの請求者宛回答のうち、 (1)採血等の行為は採血行為の前に説明すべきであるが説明同意等しなくてもよいと定めたすべての文書。 (2)医療過誤があり1カ月半以上過ぎたそのような説明でもよいと定めたすべての文書。 (3)医師が看護師の採血等について医療行為の指示・監督をしなくてもよいと定めたすべての文書 (2015/1/22)	平成27年2月 5日付地独桑西 第53号にて公文書不 存在非開 示決定 (2015/2/5)	医師法第23条(療養方法の指導義務)第24条(診療録)、看護師法第37条(医療行為の制限)により、医師は事前に説明、療法の指導義務がある。看護師は医師指示に基づく医療行為等をしなければ違反であり、緊急時の折緊急時等についての文書が存在することが必要と考えられる。 (2015/2/10)	開示請求された内容に該当する公文書が存在しないため
78 号	平成 27年 1月 22日	保健師、看護師法第33条(氏名、住所等の届出)があるが当該当方医療行為にかかわった看護師名を当方に教える必要がないと定めた法令等の条項条文について定めたすべての文書 (2015/1/22)	平成27年2月 5日付地独桑西 第54号にて公文書開示決定 (2015/2/5)	看護師法等第33条(氏名・住所等の届出)により知事に届けなければならぬ、これにもとづき請求人の医療に携わった看護師氏名に関する文書を開示する必要がある。(2015/2/10)	情報公開条例開示 (情報公開条例の 写しを渡した)
79 号	平成 27年 1月 22日	平成27年1月5日付桑名西医療センター病院長の請求者宛回答に関連し、 1. (1)「医師である石田医師に請求者が右側頭部(痛)を主訴した」ことを明記したすべての文書 (2)請求者主訴について石田医師、研修医には一切訴えていないしそのことの診断も受けていない。そのことを明記したすべての文書 2. 請求者は看護師に大声で中止を求めた、又家族はその場に立入禁止であった。即ち事態の緊急性はなく医師、看護師は針の穿刺に対し患者、家族に対し説明義務責任がある。 そのことを明記したすべての文書 (2015/1/22)	平成27年2月 5日付地独桑西 第55号にて公文書不 存在非開 示決定 (2015/2/5)	1 (1) 当方は石田医師に右側頭部主訴をしていない。主訴したならばその文言の文書が存在 (2) 主訴について石田医師の診断を受けていない、主訴したのであれば石田医師の書いた文書が存在すると考えられる。 2 緊急時であったので説明義務が必要なければその文書が存在すると考えられる。 (2015/2/10)	開示請求された内容に該当する公文書が存在しないため

事件 番号	No.	公文書開示請求	決定通知	異議申立理由	決定理由
80 号	平成 27年 2月 6日	<p>平成27年1月5日付桑名西医療センター10:30~10:45の電話による報告書（以下報告書）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 請求者に関する医療事故調査委員会設置についての全ての文書 2. 報告書の文書作成者および報告者を明記したすべての文書 3. 報告書捺印者である種生、太田、浅井、梅村、深津、鈴木、新井の、 （1）各職員が本報告書について業務執行をしたことを明記したすべての文書 （2）このうち本報告書を作成した職員を明記した文書 4. 多量の電話情報をどのような方法等で本報告書を作成したのか、その詳細を明記したすべての文書 5. 電話対応者の氏名が報告書に明記されていないことに関するすべての文書 6. 決裁者等の捺印は、「さか立ち」「水平寝」等の形の捺印であつてもよいと定めたすべての文書 <p style="text-align: right;">(2015/2/6)</p>	<p>1及び3～6につき、平成27年2月20日付地独桑西第59号にて公文書不存在非開示決定。 (2015/2/20)</p> <p>なお、2につき、平成27年1月27日付地独桑西第46号にて開示済</p>	<p>2につき、報告書の性質上文書作成者および報告者は必須事項であり、そのような必須事項の文書は存在することが必要と考えられる。 1につき、委員会は病院の規模から設置しなければならない、ゆえに文書が存在すると考えられる。 3につき、報告書に捺印している職員は、業務執行、報告書作成に関して明記した文書が存在することが必要と考えられる。 4につき、多量の電話情報処理したのであるから、それに係わる文書が存在すると考えられる。 5につき、電話対応者が存在し氏名を明記すべきであり、その文書が存在すると考えられる。 6につき、公文書の決裁者の捺印は常識的な押印をすることが定められているはずであり、それに関する文書が存在すると考えられる。 (2015/2/23)</p>	<p>2については、既に地独第46号で開示済み</p> <p>1及び3～6については、開示請求された内容に該当する公文書が存在しないため</p>

【68号～80号 共通事項】

実施機関より不服申立諮問書 (2015/3/4)

実施機関へ理由説明書依頼 (2015/3/4)

実施機関より理由説明書受付 (2015/3/5)

異議申立人へ意見書及び出席申請書提出通知 (2015/3/5)

異議申立人より意見書及び出席申請書受付 (2015/3/9)